

最大 50 万円を助成！

まちづくり活動を応援します

～長岡市地域コミュニティ事業補助金をご利用ください～

街中を花いっぱいになりたい！

僕たちの地域のこと、
もっと知りたいな！

これまでは、新規やその
拡充事業が対象だったけど、
継続した取り組みも、
応募できるようになるんだ！



地域の活性化を図るまちづくり・コミュニティ関係団体が、
自ら考え、自ら具体化し実現するまちづくり事業に対して、
50 万円を限度に支援します。

市内の各地域で活動を行う自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体で、各地域における産業、環境、福祉、芸術、文化、スポーツ、コミュニティ活動などの分野において、団体が自主的に行うまちづくり活動に関する事業に対して補助をします。事業の補助は単年度です。今回から継続的な事業も応募できますが、年度ごとに審査し、補助事業を決定するので、続けて採択されない場合があります（詳しくは、お問い合わせください）。

50 万円は上限額です。申請していただく事業が、必ずこの規模である必要はありません。20 万円、30 万円規模の事業でも申請は可能ですので、お気軽にご相談ください。

募集期間：平成 23 年 4 月 1 日(金)～5 月 6 日(金)必着

制度の概要

補助対象者

市内で活動を行う自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体であって、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 原則として規約又は会則を有している団体
- (2) 原則として5人以上の構成員で構成されている団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

補助対象事業

上記の団体が自主的に行う産業、環境、福祉、文化、スポーツ等の分野の事業
また、補助金の交付申請のあった日から平成24年3月31日までに実施する事業とします。

補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費で概ね次のとおりです。

- (1) 報償費関係(講師等謝金、調査・研究の謝金等)
- (2) 旅費関係(交通費、通行料等)
- (3) 需用費関係(印刷製本費、コピー代、一般消耗品、視察等礼品、食材料購入費、燃料費、各種消耗器材等)
- (4) 役務費関係(郵便料、通信料、保険料、クリーニング代、検査手数料等)
- (5) 委託料関係(警備委託料等)
- (6) 使用料関係(会場使用料、レンタル機器、レンタカー等の使用料等)
- (7) 原材料費関係(会場設営関係資材費、景観・環境美化関係資材費等)

事業所の賃借料や光熱水費など団体そのものの運営にかかる費用は除きます。

また、建物の建設や業務費用、申請団体メンバーへの日当等も補助対象外経費となります。

補助内容

補助金額 補助対象経費の額から、次の から を除いた額の100分の80に相当する額以内。ただし、上限額は50万円とします。

〔 補助対象経費に対する寄付金
補助対象経費に充てる参加費
その他補助対象経費に係る収入金 〕

補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てます。

補助団体数 長岡地域は2団体程度、中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域は各1団体程度を予定。

問い合わせ先

【長岡地域の団体】長岡市役所 地域振興戦略部 電話 0258-39-2260

【そのほかの地域の団体】各支所地域振興課へお問い合わせください。